

第4期久留米市障害福祉計画 (案)

平成27年1月

久留米市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の基本的な考え方	2
(1) 計画の基本理念	2
(2) 計画の基本的視点	2
4. 計画の期間	3
5. 第4期計画の特徴	3

第2章 平成29年度に向けた目標の設定

第1 成果目標について	4
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	4
2. 地域生活支援拠点等の整備	5
3. 福祉施設から一般就労への移行等	6
第2 活動指標について	7
1. 指定障害福祉サービス・指定相談支援	7
(1) サービスの概要	7
(2) 第3期計画期間中の実績	9
(3) 各サービスの現状と見込み	10
2. 地域生活支援事業	18
(1) サービスの概要	18
(2) 第3期計画期間中の実績	21
(3) 各サービスの現状と見込み	22

第3章 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルの導入	30
(2) 本市における進行管理	30

(別冊) 資料編

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

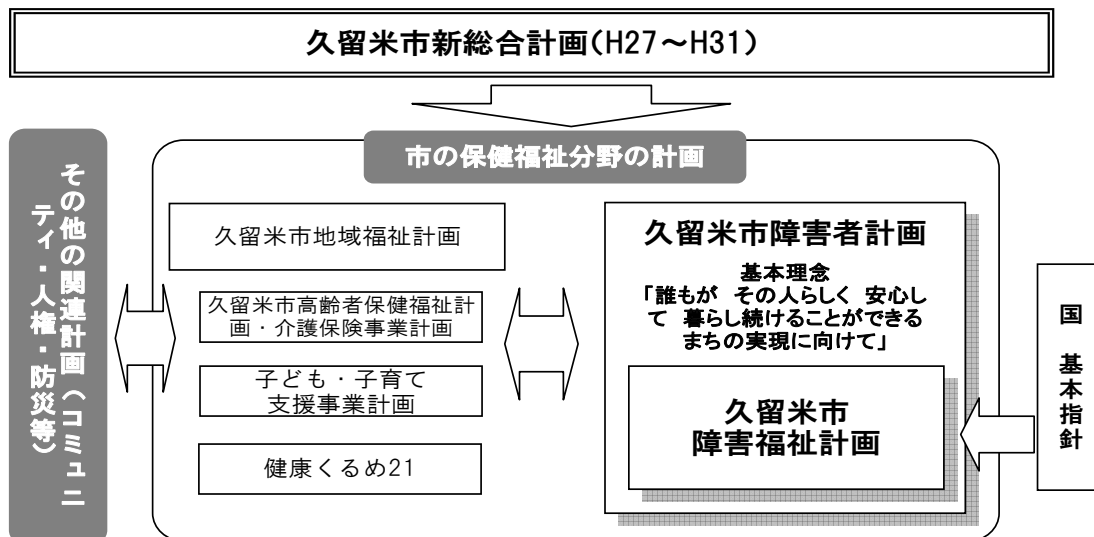
平成 25 年度に障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として施行されました。同法においては、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げています。また、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや、障害者等に対する支援の拡充を行い、障害福祉計画においては、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要な措置を講じることで、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされています。

本市では、障害者自立支援法に基づき、平成 18 年度に「第1期障害福祉計画」を策定して以降、サービス体系の円滑な移行や障害福祉サービス提供基盤の整備を進めてきました。このたび、現行の第3期計画の期間が平成 26 年度をもって終了することから、国・県の動向や、本市における第3期計画の数値目標に対する進捗状況等を踏まえ、平成 29 年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定し、本市における障害福祉サービス等の提供体制の一層の充実を図るために「第4期障害福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本市では、平成 25 年度に第2期久留米市障害者計画を策定しました。この障害者計画は、障害者基本法に基づき市町村に策定が義務づけられる計画で、当該市町村における障害者施策の基本方針（マスタープラン）に係る計画です。一方、障害福祉計画は実施計画（アクションプラン）的な性質を持っています。

今回策定する第4期障害福祉計画では、この第2期障害者計画の基本理念や基本目標を踏まえたものとします。



3. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

本計画は、前記のとおり、本市の障害者施策の基本的方針を定めた第2期久留米市障害者計画と一体的に取り組むものです。よって、本計画においても基本理念は同計画と同じく下記のとおりとします。

基本理念

**誰もが その人らしく 安心して
暮らし続けることができる まちの実現に向けて**

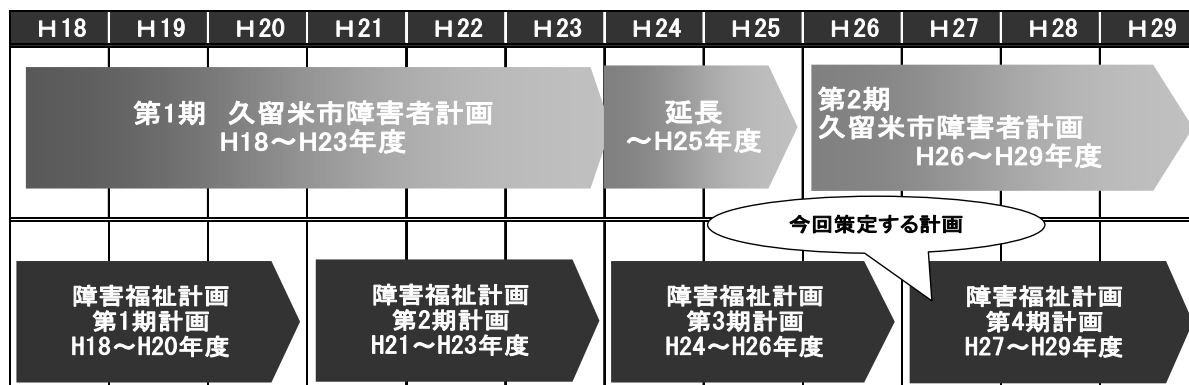
(2) 計画の基本的視点

計画策定にあたっては、関係法令、国の基本指針、本計画の基本理念等を踏まえて、サービス提供体制の整備について、下記のとおり基本的視点を設けます。

基本的視点 1	障害者が自分でサービスを選び、利用できる環境づくりを進めます。
	障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とするサービスその他の支援の提供体制の確保に取り組みます。また、これらサービスの有機的連携による総合的な支援を行う「地域生活支援拠点」により、障害者等の「親亡きあと」にも対応した支援体制の構築に取り掛かります。
基本的視点 2	グループホーム等居住の場の確保の充実を図ります。
	入所施設・精神科病院から地域生活への移行や家庭からの独立した生活を希望する障害者にとって重要となる居住の場として、グループホーム等の整備充実を図ります。また、入所支援についても、入所者数の削減を図りながら、真に同サービスを必要とする入所者の居住の安定が図られるように取り組んでいきます。
基本的視点 3	福祉施設から一般就労等への移行等を推進します。
	地域生活への移行・定着のため重要な経済的自立を確保するために、一般就労につながる就労移行支援、就労継続支援の提供体制の確保に努めます。
基本的視点 4	相談支援の提供体制を確保します。
	平成27年度から全サービス利用者に作成が義務づけられるサービス等利用計画の策定に係る計画相談支援の充実を図ります。また、地域生活への移行・定着の促進のための地域相談支援の利用も促進していきます。
基本的視点 5	障害のある子どもへの支援の提供体制を確保します。
	障害児及びその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の確保が必要です。市の子育て関連の計画との調和を図りつつ、障害のある子どもに対する障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の支援を確保します。

4. 計画の期間

障害福祉計画の期間については、厚生労働大臣が示す基本指針において、その計画期間が規定されています。本計画は、同指針に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。



5. 第4期計画の特徴

第3期計画の期間中には、障害者総合支援法の施行や、障害者差別解消法の成立など、障害者施策に大きな影響を与える法制度改正が行われています。本計画は、これらに伴う国の指針、要綱等の変更を踏まえるとともに、本市の実状を勘案し策定しました。主な特徴は以下のとおりです。

(1) 地域生活を支援する取組みを推進します。

障害のある人が地域で生活するためのサービスの提供体制の充実を図ります。特に自立した生活に欠くことのできない経済的自立につながる就労系サービスや、生活の基盤となる居住の場の確保については、積極的な提供体制の整備を図っていく必要があります。また、相談支援については、サービス等利用計画の策定や地域生活への移行・定着の支援のために、今後需要が高まると考えられます。本計画は、これらを見込み策定しました。

(2) 障害児の支援に係る取組みを追加しました。

障害児支援に係るサービスは、法改正により根拠法が児童福祉法に移行したため、第3期計画には盛り込まれていませんでした。しかしながら、障害児支援と障害者支援とは密接な関連があり、同一の計画に位置づけられることが望ましいと考えられます。本計画においては、障害児通所支援・相談支援についても、その見込量等を定めることとしました。

(3) 差別解消に向けた取組みを追加しました。

地域生活支援事業については、毎年、国によって実施要綱が示されます。同要綱によって平成 25 年度、いくつかの事業が新たに市町村の必須事業とされました。これは、差別的取扱いと合理的配慮の不提供を禁じた差別解消法の成立を背景としたものと考えられます。本計画においては、これらの事業（理解促進研修・啓発事業、盲ろう者向け通訳介助員派遣事業、盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業等）を活動指標に追加しました。

第2章 平成29年度に向けた目標の設定

第1 成果目標について

計画期間の取組の達成度を評価するため、成果目標を設定します。障害者の自立支援の観点から、地域移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針を参考とし以下のとおりの成果目標を定めます。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針			
① 平成25年度末時点の入所者数の12%以上を、平成29年度までに地域生活に移行。			
② 平成25年度末時点の入所者数を平成29年度末に4%以上削減。			
久留米市の目標			
① 平成25年度末の施設入所者数のうち、平成29年度までに地域生活へ移行する人数を45人とします。			
② 平成29年度末の施設入所者総数を、平成25年度末施設入所者から15名減少することを目指します。			
項目		数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数	A	370人	平成25年度末の実績
平成29年度末の入所者数	B	355人	平成29年度末の見込数
【目標値】削減見込み	A-B	15人	差引き減少見込数(A-B)
		4%	$(A-B)/A \times 100$
【目標値】地域生活移行者	C	45人	施設入所から地域生活へ移行する者の数
		12%	$C/A \times 100$
<p>■ 第3期計画において、平成26年度の入所者の目標を358人としましたが、目標を達成できませんでした(実績368人)。これは、入所者の高齢化や重度化によって、地域での自立した生活に困難がある方が多かったためと考えられます。</p> <p>■ 国の指針に則して地域生活移行を進め、入所者数を減少することとしますが、高齢者、重度者など真に入所支援を必要としている方もいます。このような方には、サービスが提供できるように、また、自立が可能でそれを希望する人には、地域生活が送れるように支援を行っていく必要があります。</p> <p>■ 削減の結果、余剰が生じる施設について、有効的に活用できる方策を探っていく必要があります。</p>			

※「地域生活への移行」とは、福祉施設に入所している障害者が、グループホーム、一般住宅等へ移行することをいいます。

2. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

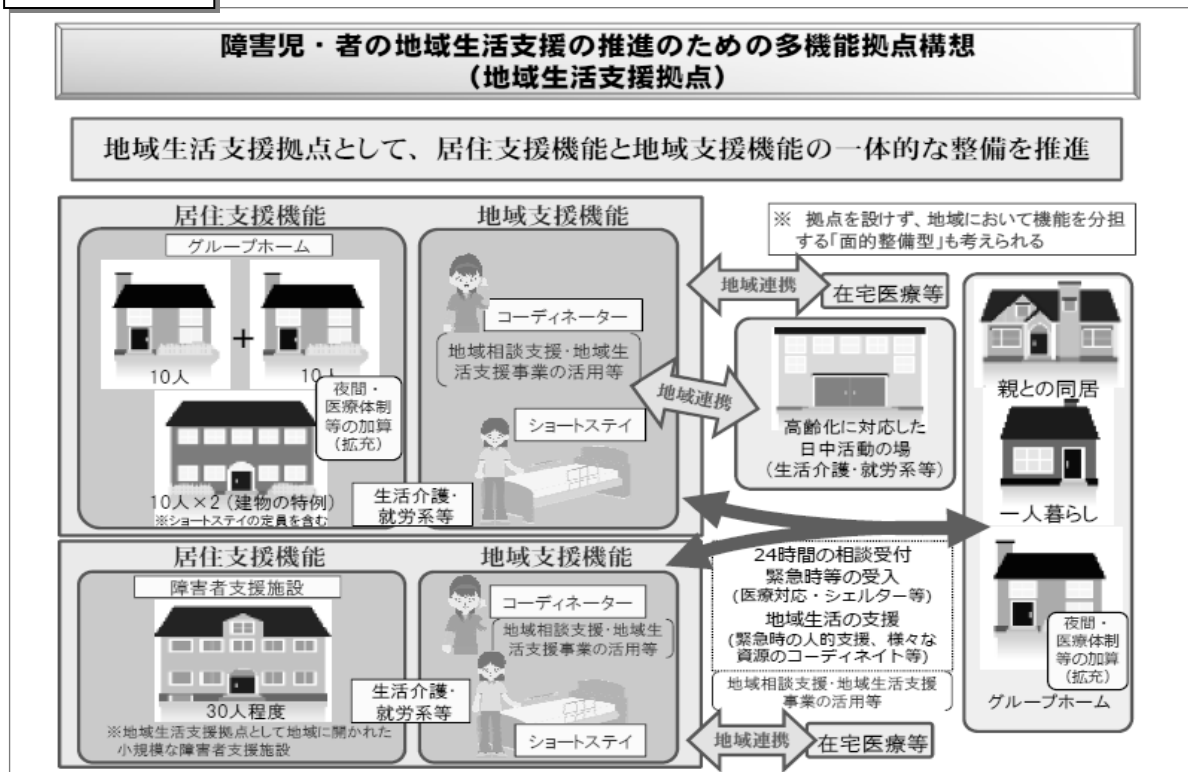
地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な整備)について、平成29年度末までの計画期間内に、市内または圏域に少なくとも一つの拠点を整備。

久留米市の目標

平成29年度までに地域生活支援拠点を整備します。

地域生活の推進のため、拠点に求められる機能の検討や、既存事業所等の協力体制の構築を図り、期間中に1か所の拠点整備を目指します。

イメージ図



3. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針			
① 平成29年度中に平成24年度実績の2倍以上が福祉施設から一般就労へ移行。 ② 平成29年度末における就労移行支援の利用者を平成25年度末から6割以上増加。 ③ 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。			
久留米市の目標			
① 平成29年度末までに福祉施設からの一般就労者数を年間74人とします。 ② 平成29年度末の就労移行支援事業所の利用者数を238人以上とします。 ③ 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を平成29年度末までに全体の5割以上とすることを目指します。			
項目		数値	考え方
平成24年度の 一般就労への移行実績	A	37人	平成24年度の実績
平成29年度中の移行者数	B	74人	平成29年度の目標 (Aの2倍以上)
平成25年度末における 就労移行支援の利用者数	C	139人	平成25年度の実績
平成29年度末における 就労移行支援の利用者数	D	238人	平成29年度の目標 (Cの6割以上増)
		171%	Cに対する増加率 (D/C×100)
■平成26年度の一般就労の実績は56人となっており、第3期計画の目標(平成26年度において20人)を達成しています。 ■就労移行支援、就労継続支援のサービスを中心に、関係機関との連携を図りながら、一般就労への移行を進めます。 ■事業所への集団指導などをおとして、目標就労移行率の周知に努め、就労移行の促進を図ります。			

※「一般就労者」とは、福祉施設から一般企業に就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいいます。

※この場合の「福祉施設」とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業所を指します。

第2 活動指標について

成果目標を実現するための活動指標として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の必要量の見込及びその確保のための方策を定めます。

1. 指定障害福祉サービス・指定相談支援

(1) サービスの概要

サービス名	内容
訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス〔介護給付〕	
生活介護	施設や通所において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動系サービス〔訓練等給付〕	
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。また、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。

サービス名		内容
居住系サービス		
共同生活援助 (グループホーム)		障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援		生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
相談支援		
指定特定 相談支援	計画 相談 支援	障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の利用の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
指定一般 相談支援	地域 移行 支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
	地域 定着 支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

サービス名		内容
障害児通所支援		
児童発達支援		通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス		学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援		指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児やスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達 支援		上肢、下肢、体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援		
障害児相談支援		障害児通所の利用に際し、障害児支援利用計画を作成。また、通所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。

(2) 第3期計画期間中の実績

第3期計画期間中の障害福祉サービスの実績は次のとおりです。

区分	サービス名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	
訪問系	訪問系サービス合計	19,438 時間 507 人	17,446 時間 560 人	22,143 時間 563 人	18,828 時間 639 人	25,292 時間 625 人	18,586 時間 734 人	
	居宅介護	11,083 時間	11,309 時間	12,383 時間	11,549 時間	13,835 時間	11,351 時間	
	重度訪問介護	5,391 時間	5,130 時間	6,606 時間	5,842 時間	8,095 時間	5,710 時間	
	同行援護	2,730 時間	727 時間	2,867 時間	1,095 時間	3,010 時間	1,143 時間	
	行動援護	234 時間	280 時間	287 時間	342 時間	352 時間	382 時間	
	重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
日中活動系	生活介護	11,636 人日 555 人	13,510 人日 654 人	11,705 人日 558 人	14,028 人日 678 人	11,774 人日 561 人	13,979 人日 686 人	
	療養介護	17 人	91 人	20 人	88 人	24 人	91 人	
	短期入所	408 人日 97 人	486 人日 104 人	476 人日 114 人	541 人日 144 人	556 人日 133 人	578 人日 114 人	
	自立訓練(機能訓練)	342 人日 18 人	278 人日 16 人	572 人日 21 人	275 人日 17 人	957 人日 36 人	156 人日 11 人	
	自立訓練(生活訓練)	865 人日 31 人	697 人日 39 人	1,003 人日 35 人	581 人日 39 人	1,163 人日 40 人	517 人日 37 人	
	就労移行支援	1,847 人日 94 人	1,818 人日 98 人	2,078 人日 116 人	2,320 人日 139 人	2,655 人日 143 人	2,427 人日 139 人	
	就労継続支援(A型)	2,629 人日 131 人	3,001 人日 152 人	5,917 人日 165 人	4,118 人日 215 人	13,317 人日 207 人	4,515 人日 229 人	
	就労継続支援(B型)	4,450 人日 231 人	5,716 人日 332 人	4,519 人日 234 人	6,376 人日 383 人	4,588 人日 237 人	6,943 人日 402 人	
	居住系	共同生活援助	172 人	206 人	185 人	209 人	199 人	209 人
		施設入所支援	377 人	384 人	371 人	383 人	364 人	368 人
その他	相談支援	32 人	4 人	42 人	105 人	51 人	138 人	
	計画相談支援	26 人	2 人	29 人	102 人	31 人	135 人	
	地域相談支援 (地域移行支援)	5 人	2 人	10 人	1 人	15 人	1 人	
	地域相談支援 (地域定着支援)	1 人	0 人	3 人	2 人	5 人	2 人	

(3) 各サービスの現状と見込み

(3-1) 訪問系サービス

サービス名	居宅介護		
実績と現状	第3期計画期間中は、見込みを下回る値で推移しています。実績（利用時間）の各年度の比較では、平成26年度に一旦減少していますが、利用者数は一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	12,598 時間	13,732 時間	14,968 時間
	604 人	658 人	717 人
推計の考え方	居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障害者の自宅での日常生活を援助するものとして、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の根幹となるサービスです。第3期計画期間中の傾向や、障害者数の推移を踏まえると、第4期計画の期間中も利用者は、増加していくものと予測されます。それにつれて利用時間も増加していくものと見込みます。		
確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス事業者に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。 ■ホームヘルパーの養成・確保について、関係機関等が実施する研修に関する情報提供を行います。 ■ホームヘルパーに対する講座・講習などの受講を奨励し、質の高いサービスの確保に努めます。 		

サービス名	重度訪問介護		
実績と現状	第3期計画期間中の実績は、見込みを下回る値で推移していますが、利用量は一貫して増加しています。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	6,490 時間	7,788 時間	9,346 時間
	35 人	42 人	50 人
推計の考え方	利用者が20人台と少ないため、利用人数の増減が大きく影響を受ける可能性があります。第3期計画期間中の傾向や、対象者が拡大（平成26年度から重度の知的障害者、精神障害者が対象に追加）されたことも踏まえて、今後も増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。		

サービス名	同行援護		
実績と現状	第3期計画期間中は、見込みを大きく下回る値で推移しています。これは平成23年度10月からこの制度が開始されたため、推計時の見込みが過大であったものと考えられます。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	1,233 時間	1,467 時間	1,746 時間
	64 人	76 人	91 人
推計の考え方	本サービスの利用者は、もともと地域生活支援事業の「移動支援」の利用者が大半を占めると考えられます。平成25年度中にこの制度間の移行がほぼ完了しており、視覚障害者数の推移を踏まえると、今後は比較的落ち着いた伸びを見せるものと考えられます。		

確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。
----------	------------------

サービス名	行動援護		
実績と現状	第3期計画期間中は、見込みを上回る値で推移しています。本サービスは、対応できる事業所が限られている（現在、市内に4事業所のみ）ため、その数で利用量が頭打ちになっている可能性も考えられます。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	518時間	664時間	849時間
	19人	25人	31人
推計の考え方	対応できる事業所、ヘルパーの増加を図り、利用者の増加につなげていきます。		
確保のための方策	■行動援護へ対応できるヘルパーの養成のための講習・講座の情報提供を行い、事業所の確保に努めます。		

サービス名	重度障害者等包括支援		
実績と現状	第3期計画の見込みのとおり利用者はいない状況です。また、市内に同サービスを提供する事業所はありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	0時間	0時間	0時間
	0人	0人	0人
推計の考え方	サービス提供を行える要件が厳しいなどの理由から、サービスを提供する事業所の整備は進んでいません（平成24年度現在全国で8事業所）。既存のサービスを組み合わせることで対応してまいります。		
確保のための方策	■希望する事業者へは、指定基準等の情報提供を行ってまいります。		

(3-2-①) 日中活動系サービス〔介護給付〕

サービス名	生活介護		
実績と現状	第3期計画期間中は、見込みを上回る利用者数で推移しています。施設入所者の利用が約半数ほどと考えられますが、同入所者数が減少している中での増加であることから、それ以外の利用者が増加しているものと考えられます。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	14,552人日	15,571人日	16,661人日
	728人	779人	833人
推計の考え方	過去の実績から、今後も微増が続くものと考えられます。		
確保のための方策	■市内の定員817人のうち、571人は入所施設で実施されるものです。それ以外の事業所数が増えている状況です。現在の定員数でも第4期計画期間の利用者数をまかなえる見込みですが、市の中央部など地域によっては整備が進んでいない状況があります。今後の整備状況を見ながら、必要な地域への整備が進められるよう努めます。		

サービス名	療養介護		
実績と現状	第3期計画期間中の見込量を大きく上回っていますが、これは、児童福祉法の改正により平成24年度から18歳以上の障害児福祉施設入所者が制度移行したものです。医療的ケアに加え、常時の介護を要する特に重度の方が対象となっているため、大きな利用者の増減はありません。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	96人	100人	105人
推計の考え方	市内では「ゆうかり医療療育センター」のみで実施しています。今後も大きな増減は考えにくいため、微増するものと見込みます。		
確保のための方策	■相談支援等を通じて、サービスの提供につなげていきます。事業所数に限りがあるため、市外の事業所の活用も含めて提供体制の確保に努めます。		

サービス名	短期入所		
実績と現状	利用者の増減はありますが、利用日数は伸びてきています。自立した生活の慣らしの場として、また、介護者の負担軽減のため重要な機能を果たしていると考えられます。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	561人日	620人日	693人日
	(福祉型)432人日	(福祉型)448人日	(福祉型)464人日
	(医療型)129人日	(医療型)172人日	(医療型)229人日
	117人	129人	144人
	(福祉型)90人	(福祉型)93人	(福祉型)97人
	(医療型)27人	(医療型)36人	(医療型)47人
推計の考え方	第3期計画期間中の実績を踏まえ、今後も増加するものと見込みます。		
確保のための方策	<p>■本市の場合、グループホームや入所施設の空部屋を利用した「空床型」の利用が大きくなっています。定員の確保が不安定となるため、「併設型」の整備を促進していきます(福祉型)。</p> <p>■受入ができる施設に限られるため、定員の確保が課題です。市外施設の利用も含め、提供体制の確保に努めていきます(医療型)。</p>		

(3-2-②) 日中活動系サービス〔訓練等給付〕

サービス名	自立訓練(機能訓練)		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを下回る状態が続いています。さらに、平成26年度には前年よりも大きく減少しています。これは、もともと利用者の総数が少ないため、数人の利用の中止が大きく影響しているものと考えられます。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	197人日	225人日	257人日
	13人	14人	16人

推計の考え方	本サービスは、リハビリテーションを目的としている性質上、標準期間(18月)が設定されています。そのため、一定期間の経過により利用者の入れ替わりが生じます。障害者数の推移等を勘案すると、このまま減少傾向が続くとは考えにくく、現在は一時的に利用者が減少していると考えられます。将来的には微増していくものと見込みます。
確保のための方策	■現在、自立訓練(機能訓練)を提供する指定事業所は、市内にありません。より身近な地域でサービスを受けることができるよう、事業所の整備促進を図っていきます。

サービス名	自立訓練(生活訓練)		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを下回る状態が続いています。さらに、平成26年度には前年よりも減少しています。これは、もともと利用者の総数が少ないため、数人の利用の中止が大きく影響しているものと考えられます。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	577人日 38人	629人日 42人	686人日 45人
推計の考え方	本サービスは、訓練を目的としているため、標準期間(24月)が設定されています。そのため、一定期間の経過により利用者の入れ替わりが生じます。障害者数の推移等を勘案すると、このまま減少傾向が続くとは考えにくく、現在は一時的に利用者が減少していると考えられます。将来的には微増していくものと見込みます。		
確保のための方策	■平成26年12月現在の利用定員は84人となっており、計画期間中の需要を十分に満たしています。今後は、相談支援などを通じて利用促進を図っていきます。		

サービス名	宿泊型自立訓練		
実績と現状	現在、一の事業所のみでのサービス提供です。精神科病院系の運営主体によって運営されており、入院患者の地域生活復帰のための訓練の場として、利用者は増加傾向です。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	378人日 16人	408人日 17人	441人日 19人
推計の考え方	事業所数が限られていることから、現状のままではいずれ頭打ちになることが予想されますが、計画期間中は定員の範囲内で増加していくものと見込みます。		
確保のための方策	■短期入所、共同生活援助など、類似のサービスの整備状況や利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて整備を促進していきます。		

サービス名	就労移行支援		
実績と現状	利用人数実績は、各年度で見込みを下回っていますが、年々増加してきています。		
サービス見込量 (1か月当り)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	2,897人日 161人	3,528人日 196人	4,297人日 238人

推計の考え方	障害者の経済的自立を支える就労、なかでも一般就労移行の根幹となる事業です。国の指針により、利用者数を平成 25 年度末の利用者（139 人）から 6 割以上増加することとされています。本市では、過去の実績を考慮して 238 人を目標として利用促進を図っていきます。
確保のための方策	■現在、市内の利用定員は、139 人となっています。現状のままでは、計画期間中に利用定員の不足を生じることが予想されます。事業者への呼びかけを行うとともに、施設整備補助などを活用しながら、事業所の整備促進を図っていく必要があります。

サービス名	就労継続支援（A型）		
実績と現状	利用人数については第 3 期計画の目標値を平成 26 年度において達成しています。就労移行支援は、標準利用期間（24 月以内）が設定されており、同サービスを利用して企業への雇用に結びつかなかった場合の重要な受け皿となっていると考えられます。		
サービス見込量 （1 か月当り）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	5,541 人日 286 人	6,988 人日 361 人	8,813 人日 455 人
推計の考え方	過去の実績の伸び率を見ると、平成 24 年度から平成 25 年度への伸びが特に大きくなっています。過大な影響を除くため、平成 25 年度から平成 26 年度への伸び率を基本に、将来の需要を見込みます。		
確保のための方策	■市内事業所は比較的順調に整備が進んでおり、市内の利用定員は現在 371 人となっています。今後の事業所の開所状況を見ながら、整備促進の要否を判断する必要があります。		

サービス名	就労継続支援（B型）		
実績と現状	実績は期間を通して、第 3 期計画の目標値を大きく上回っています。就労移行支援を利用しても、企業等や就労継続支援 A 型の雇用につながらなかった人の受け皿となっていると考えられます。		
サービス見込量 （1 か月当り）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	7,631 人日 428 人	8,571 人日 481 人	9,627 人日 540 人
推計の考え方	多くの人々が利用しやすいサービスとなっており、日中活動の場として今後も引続き需要が伸びていくものと考えられます。		
確保のための方策	■現在市内の利用定員は 428 人。人員などの指定基準の面で、比較的参入しやすい事業であるため順調に事業所数が増加しており、今後も同様の傾向が続くと思われます。見込量との比較でいくと、期間中に不足が生じることとなるので、今後事業所数の動向を踏まえて対策が必要となる可能性もあります。		

(3-3) 居住系サービス

サービス名	共同生活援助（グループホーム）		
実績と現状	第3期計画の期間を通して見込量を上回る値で推移しています。利用実績（209人）と利用定員（218人）の比較では、定員に余剰がありますが、施設が利用者の求める形態とマッチしないなどの理由で利用にいたらないケースもあり、潜在的な需要は大きいと考えられます。		
サービス見込量 （1か月当り）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	238人	274人	315人
推計の考え方	平成26年度からグループホームとケアホームが一元化されています。グループホームは、障害者の地域生活への移行・定着を支える事業として、今後、より重要度を増すものと考えられ、利用は増加していくものと見込みます。		
確保のための方策	■グループホームの利用は、施設整備が進むことで増加する面もあるため、施設整備補助などの活用により事業所の整備を促進していきます。		

サービス	施設入所支援		
実績と現状	施設入所者については、国の方針を受けて、入所者数の削減に努めてきましたが、目標を達成できていません。		
サービス見込量 （1か月当り）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	362人	359人	355人
推計の考え方	国の示す方針を踏まえ、平成25年度末の利用者（370人）から4%の削減を目標とします。		
確保のための方策	■地域生活への移行を進める中で、入所者数の削減を進めていく必要はありますが、真に必要としている方に、相談支援等を通じてサービスの提供につながるよう努めていきます。 ■耐震化基準など安全性に問題のある老朽施設については、入所者の安全確保のため、施設の更新を促していきます。		

(3-4) 相談支援

サービス名	計画相談支援		
実績と現状	平成27年度からの給付決定にあたっては、サービス等利用計画の策定が義務づけられました。制度施行を控え、利用者の伸びが大きくなっています。		
サービス見込量	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	2,746人	2,894人	3,042人
推計の考え方	施設入所、共同生活援助等以外の受給者は、毎年更新を迎えるため、その都度サービス等利用計画の策定が必要となってきます。平成27年度中に新規又は更新の決定を受ける全受給者に係る計画の作成を終え、その後は同水準で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■現在18か所の事業所が市内にあります。本市のサービス受給者数を勘案するとまだ不足しているものと考えられます。そのため、社会福祉法人などに事業所の開設を勧奨するとともに、相談支援専門員を養成するための研修を紹介するなどしてサービスの確保を図っていきます。		

サービス名	地域移行支援		
実績と現状	地域移行は進んでいるものと考えられますが、サービスの利用は伸びていない状況です。		
サービス見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	15 人	15 人	15 人
推計の考え方	障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行をサポートしていくための重要なサービスです。国の指針により平成 25 年度末の施設入所者数の 12% (45 人) を地域生活へ移行とされていますので、これらの方々の利用を見込みます。		
確保のための方策	■施設からの退所や病院からの退院の際に、相談支援事業所につながることができるよう、制度や事業所の周知に努めていきます。		

サービス名	地域定着支援		
実績と現状	地域での生活を行う方は増えていると考えられますが、サービスの利用は伸びていない状況です。		
サービス見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	15 人	15 人	15 人
推計の考え方	地域生活の移行後の生活をサポートしていくための重要なサービスです。地域移行者が利用するものとして見込みます。		
確保のための方策	■地域移行支援と同様に取り組みます。		

(3-5) 障害児通所支援

サービス名	児童発達支援		
実績と現状	平成 24 年度から平成 26 年度までの実績では、利用日数、利用者数ともに各年度間で増減しています。		
サービス見込量 (1 か月当り)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	749 人日 70 人	786 人日 74 人	826 人日 78 人
推計の考え方	平成 24 年度からの新制度に基づくものですが、基本的には旧制度からの移行となるので、過去の実績を踏まえ微増で見込みます。		
確保のための方策	■新しいサービスにつき、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、一定のサービスの内容・質の確保に努めていきます。		

サービス名	放課後等デイサービス		
実績と現状	平成 24 年度から平成 26 年度までの実績では、利用日数、利用者数ともに大きく増加しています。		
サービス見込量 (1 か月当り)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	1,831 人日 222 人	2,380 人日 289 人	3,094 人日 376 人
推計の考え方	平成 24 年度からの新制度に基づき、新たに設定されたサービスです。実績の伸びが大きい原因は、旧制度（児童デイサービス）よりも利用しやすい制度となったことや、就学児の放課後等の居場所として潜在的な需要が大きかったものと考えられます。制度の認知が高まるとともに、更に利用者も増加していくものと考えます。		

確保のための方策	■現在市内 16 か所の事業所が存在します。事業所の指定は福岡県となっていますが、関係機関、法人等の調整を図りながら整備の促進を図っていきます。
----------	--

サービス名	保育所等訪問支援		
実績と現状	実績は少なく、利用者数は横ばいです。		
サービス見込量 (1 か月当り)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	1 人日 1 人	1 人日 1 人	2 人日 2 人
推計の考え方	平成 24 年度からの新制度に基づき、新たに設定されたサービスです。現在は、事業を展開している事業所も少数ですが、事業の認知が高まるにつれ少しずつ増加していくものと見込みます。		
確保のための方策	■現在、市内の利用希望者に対して実質的に事業を行っているのは、市外事業所の数か所だけです。事業所の指定は福岡県となっていますが、利用者の動向を見極めた上で、関係機関、法人等の調整を図っていきます。		

サービス	医療型児童発達支援		
実績と現状	現時点では利用実績はありません。		
サービス見込量 (1 か月当り)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	0 人日 0 人	22 人日 1 人	44 人日 2 人
推計の考え方	平成 24 年度からの新制度に基づき、新たに設定されたサービスです。事業所が県内でも 2 か所のみ（福岡市中央区・南区）です。発達支援に加え、治療を必要とする児童が対象となりますので、遠方への通所は負担が大きいため、利用者の大きな増加は考えにくいと思われませんが、事業の認知が高まるにつれて、若干名の利用が生じると見込みます。		
確保のための方策	■利用希望者には、市外の施設を活用し、サービスの確保を図っていくこととなります。今後、需要が大きくなることがあれば、市内の事業所に開所を働きかけていくことも検討します。		

(3-6) 障害児相談支援

サービス	障害児相談支援		
実績と現状	平成 27 年度からの給付決定にあたっては、サービス等利用計画の策定が義務付けられます。制度施行を控え、利用者の伸びが大きくなっています。		
サービス見込量 (1 か月当り)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	432 人	476 人	520 人
推計の考え方	施設入所以外の受給者は、毎年更新を迎えるため、その都度サービス等利用計画の策定が必要となってきます。平成 27 年度中に全受給者に係る計画の作成を終え、その後は同水準で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■計画相談支援と同様に取り組みます。		

2. 地域生活支援事業

(1) サービスの概要

《必須事業》

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業 ※	障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。
自発的活動支援事業※	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	障害者で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害者の地域生活の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用(登記手数料、鑑定費用など)や後見人などの報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業※	成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とするものです。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能障害、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣などにより、意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業※	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

※の事業は平成 25 年度から市町村の必須事業と位置づけられました。

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具や自立支援用具などの日常生活用具の給付・貸与などを行い日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具、並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ(人工肛門等)装具、その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進などを行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。地域活動支援センターには、Ⅰ～Ⅲ型の3類型が国の要綱で例示されています。
Ⅰ型	○専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
Ⅱ型	○地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
Ⅲ型	○地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているもの。 ○自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。
障害児等療育支援事業	障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児に対し、施設の有する機能を活用し、各種の相談・指導・助言等を行うことにより、障害のある子どもや障害のある人を支える事業です。

※地域活動支援センターでは、Ⅰ～Ⅲ型すべてにおいて「基礎的事業」として、利用者に対し創作的活動、生産活動機会の提供など地域の実情に応じた支援を行います。

《その他の事業（任意事業）》

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者の在宅生活を支援するため、移動入浴者の派遣により入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業・ 障害児タイムケア事業	<p>日中一時支援事業とは、日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。</p> <p>障害児タイムケア事業とは、障害者支援施設・中学校の特別支援教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適応する日常的訓練を行う事業です。</p>
社会参加促進事業	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催する事業です。
福祉ホーム事業	住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供する事業です。

(2) 第3期計画期間中の実績

第3期計画期間中の地域生活支援事業の実績は次のとおりです。

区分	サービス名	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
必須事業	障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	基幹相談支援センター	無	無	有	無	有	無
	市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
	居住入居等(居住サポート)事業	有	有	有	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	1人	0人	2人	0人	3人	1人
	手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	手話通訳者派遣事業	600件	506件	630件	458件	660件	440件
	重度障害者コミュニケーション支援事業	有	有	有	有	有	有
	介護・訓練支援用具	11件	18件	13件	20件	15件	29件
	自立生活支援用具	64件	77件	67件	84件	70件	79件
	在宅療養等支援用具	45件	90件	47件	60件	49件	46件
	情報・意思疎通支援用具	88件	94件	92件	74件	96件	89件
	排泄管理支援用具	4,882件	4,879件	4,980件	5,103件	5,080件	6,274件
	居宅生活動作補助用具	8件	11件	10件	11件	12件	12件
	移動支援事業	3,567時間	3,321時間	3,804時間	3,332時間	4,057時間	2,897時間
		233人	243人	249人	242人	266人	218人
	基礎的事業	15箇所	15箇所	15箇所	15箇所	16箇所	14箇所
		120人	106人	125人	106人	130人	95人
	機能強化事業Ⅰ型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	機能強化事業Ⅱ型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
機能強化事業Ⅲ型	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所	14箇所	12箇所	
障害児等療育支援事業	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所	2箇所	1箇所	
任意事業	訪問入浴サービス事業	23人	20人	26人	25人	29人	27人
	日中一時支援型	459人日	454人日	505人日	506人日	556人日	478人日
		126人	133人	139人	146人	153人	142人
	障害児タイムケア型	418人日	449人日	439人日	450人日	461人日	511人日
		71人	76人	75人	75人	79人	77人
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	10事業	8事業	11事業	8事業	11事業	8事業
		728参加者	694参加者	738参加者	588参加者	748参加者	588参加者
	奉仕員養成研修事業	5講座等	3講座等	5講座等	3講座等	5講座等	4講座等
105参加者		67参加者	110参加者	61参加者	115参加者	47参加者	
福祉ホーム事業	1人	1人	1人	1人	1人	2人	

(3) 各サービスの現状と見込み

《必須事業》

(3-1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	理解促進研修・啓発事業		
実績と現状	平成 25 年度から地域生活支援事業の必須事業とされています。本市においては従前から実施していた「障害者問題啓発事業」を本事業と位置づけ、障害者団体等が実施する啓発活動への補助を通じて、理解促進・啓発に取り組んでいます。		
実施の有無	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	有	有	有
推計の考え方	毎年、5 件程度の事業へ補助を実施しています。今後も同様に取り組んでいく予定です。事業の効果について検証が必要であると考えます。		
確保のための方策	■現在の支援の形態にとらわれず、より効果的な方法を検討していく必要があると考えられます。		

(3-2) 自発的活動支援事業

事業名	自発的活動支援事業		
実績と現状	平成 25 年度から地域生活支援事業の必須事業とされていますが、現時点では、本市では実施の実績がありません。		
実施の有無	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	無	有	有
推計の考え方	障害者福祉においても市民との協働を進めていく必要があります。市民のインフォーマルな活動への支援について、その手段を検討し、計画期間内の実施を図ります。		
確保のための方策	■市民活動を支援する他部局の所管する補助を活用した事業などについて、本事業への位置づけの可否について検討します。		

(3-3) 相談支援事業

事業名	障害者相談支援事業		
実績と現状	現在、「ピアくるめ」及び「ピアくるめみのう」に委託して事業を実施しています。近年は、相談件数自体は減少傾向です。これは指定相談支援事業所の増加の影響もあるものと考えられます。		
実施箇所数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	2 箇所	2 箇所	2 箇所
推計の考え方	指定相談支援事業が増加している中で、委託相談支援事業の役割の再検討の時期になりつつあると考えます。		
確保のための方策	■基幹相談支援センターの検討を踏まえながら、事業を継続していきます。		

事業名	基幹相談支援センター		
実績と現状	指定相談事業所の増加により、委託相談支援業務の役割について、再検討の時期を迎えつつあると考えます。		
実施の有無	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	無	有	有
推計の考え方	基幹相談支援センターのあり方の検討を行い、関係機関と連携を図りながら、平成 28 年度からの開所を目指します。		
確保のための方策	■委託相談支援として実施することが選択肢の一つとして考えられます。委託先については、十分な能力や機能を有する事業者の選定が必要です。		

事業名	市町村相談支援機能強化事業		
実績と現状	委託相談支援事業について、専門的な相談支援を必要とする困難ケース等への対応のため、専門職の配置を行っています。		
実施の有無	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	有	有	有
推計の考え方	委託相談支援事業所の今後の役割を考慮すると、困難ケース等への対応能力の確保は不可欠であると考えられます。引き続き現体制を維持します。		
確保のための方策	■相談支援事業の委託の仕様として、今後も継続していきます。		

事業名	居住入居等支援（居住サポート）事業		
実績と現状	相談支援事業の委託にあわせて実施しています。		
実施の有無	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	有	有	有
推計の考え方	障害者の地域移行を進める上で、居住の場の確保は重大な課題となります。相談件数は、年度間に増減があるものの、需要は高いと考えます。		
確保のための方策	■障害福祉サービスの地域相談支援と重なる部分もありますが、当面は現在の体制を維持していきます。		

(3-4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	成年後見制度利用支援事業		
実績と現状	これまで利用の実績がありませんでしたが、平成 26 年度、初の利用につながる案件が発生しています。		
利用者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	2 人	3 人	4 人
推計の考え方	今後、毎年 1 件程度の利用者増加を見込みます。		
確保のための方策	■相談支援等を通じて、必要としている人へサービスの提供を行っていきます。		

(3-5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	成年後見制度法人後見支援事業		
実績と現状	平成 25 年度から地域生活支援事業の必須事業と位置づけられましたが、現在のところ、本市では実施実績がありません。		
実施の有無	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	無	無	有
推計の考え方	知的障害者・精神障害者が安心して自立した生活を送るために、法人後見等の権利擁護の体制を整えていく必要があります。		
確保のための方策	■事業の性質として高齢者を対象とする事業と重なる部分が大きいと考えられます。高齢者福祉を所管する部局が実施する事業への参加等、効果的・効率的な方法を検討し、計画期間中の実施を目指します。		

(3-6) 意思疎通支援事業

事業名	手話通訳者設置事業		
実績と現状	市の障害者福祉課窓口到手話通訳者 2 名を設置し、市の窓口での各種手続きにおける意思疎通を支援します。		
設置者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	2人	2人	2人
推計の考え方	今後も同様の体制を維持していきます。		
確保のための方策	■今後も同様の体制を維持していきます。		

事業名	手話通訳者派遣事業		
実績と現状	病院や他の官公庁などでの手続きの意思疎通を支援するため、依頼に基づき、手話通訳者を派遣しています。また、講演会などに手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	510 件	540 件	570 件
推計の考え方	近年は派遣件数が減少傾向ですが、障害者差別解消法の施行を控え、今後、講演会等での需要が増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■手話通訳者、要約筆記者が不足している現状を踏まえ、手話通訳者、要約筆記者養成講座を継続して開催することで、人材確保及び育成等に努めます。		

事業名	(参考) 重度障害者コミュニケーション支援事業		
実績と現状	言語機能障害等により意思疎通に困難がある重度障害者について、入院時における意思疎通を支援するため、コミュニケーション支援員を派遣するものです。毎年数件の利用があります。		
実施の有無	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	有	有	有
推計の考え方	件数は多くありませんが、毎年利用実績があがっており、一定の需要があります。今後も継続して実施する予定です。		
確保のための方策	■ヘルパー事業所等へ制度の周知を図り、コミュニケーション支援員の確保を図ります。		

事業名	盲ろう者向け通訳介助員派遣事業		
実績と現状	従来、福岡県の事業として実施していたものですが、市町村の必須事業とされたことに伴い、平成 26 年度から、本市域内の利用者への支援を実施しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	40 件	40 件	40 件
推計の考え方	現在、利用の登録がなされているのは 3 名です。事業の内容から極端な増減は考えにくく、過去の実績を踏まえ必要量を見込みます。		
確保のための方策	■盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業への参加を奨励し、通訳介助員の確保を図っていきます。		

(3-7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	手話奉仕員養成研修事業		
実績と現状	開催講座数、参加者ともに目標に達していません。手話通訳者は不足していると考えられることから、より一層の利用促進を図る必要があります。		
講座数及び 講習修了者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	4 講座 80 人	4 講座 80 人	4 講座 80 人
推計の考え方	開催回数については、現状のとおりとします。また、参加者は過去の実績を踏まえて目標を設定します。		
確保のための方策	■広報紙などを活用して、講座開催の周知を行うとともに、利用しやすい開催日時・開催会場を選定し、参加者の増加を図ります。		

事業名	盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業		
実績と現状	現在のところ、本市では実施の実績がありません。		
講習修了者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	12 人	12 人	12 人
推計の考え方	県の介助員登録者のうち約 8 割が本市でも登録されています。県の実施する養成講座の終了者の 8 割が本市でも登録するものとして見込みます。		
確保のための方策	■専門性の高い研修となるため、本市単独で実施することは非効率と考えられます。県の実施する講座への参加を通じて、通訳・介助員の養成体制確保を図ります。		

(3-8) 日常生活用具給付等事業

事業名	介護・訓練支援用具		
実績と現状	第 3 期計画期間中の実績では、徐々に件数が増えています。		
サービス見込量 (のべ件数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	32 件	35 件	38 件

推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、徐々に増加するものと見込みます。
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。

事業名	自立生活支援用具		
実績と現状	第3期計画期間中は、年度によって件数に増減があります。		
サービス見込量 (のべ件数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	82件	85件	88件
推計の考え方	実績としては増減があるものの、障害者数の推移を考慮し、徐々に増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	在宅療養等支援用具		
実績と現状	第3期計画期間中は、毎年利用者が減少しています。		
サービス見込量 (のべ件数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	49件	52件	55件
推計の考え方	用具の改良等により特定の品目についてある年度に需要が集中すると、翌年以降、需要が減少したように見えますが、障害者数等を考慮すると、徐々に増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	情報・意思疎通支援用具		
実績と現状	第3期計画期間中は、年度によって件数に増減があります。		
サービス見込量 (のべ件数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	92件	95件	98件
推計の考え方	実績としては増減があるものの、障害者数の推移を考慮し、徐々に増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	排泄管理支援用具		
実績と現状	第3期計画期間中は、年度によって件数に増減があります。		
サービス見込量 (のべ件数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	7,152件	8,153件	9,294件
推計の考え方	実績としては増減があるものの、障害者数の推移を考慮し、徐々に増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

事業名	居宅生活動作補助用具		
実績と現状	第3期計画期間中は、年度によって利用者に増減があります。		

サービス見込量 (のべ件数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	13 件	14 件	15 件
推計の考え方	実績としては増減があるものの、障害者数が増加するため、それに併せて基本は増加していきます。ただし、急激な変化は考えづらいため、徐々に増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■用具品目、対象者、基準額等、耐用年数等の見直しを適宜行います。		

(3-9) 移動支援事業

事業名	移動支援事業		
実績と現状	平成 23 年 10 月から視覚障害者向けに同行援護サービスが開始され、順次、移動支援から移行していきました。平成 25 年中に制度間の移行は完了していますが、その後も実績としては微減となっています。		
サービス見込量 (年間総数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	2,961 時間	2,961 時間	2,961 時間
	218 人	218 人	218 人
推計の考え方	実績として微減となっていますが、制度移行後まだ期間が短いため、この後の推移が不明です。そのため、現在の状態が続くものと見込みます。		
確保のための方策	■利用者の動向を見極めて対応します。		

(3-10) 地域活動支援センター事業

事業名	地域活動支援センター事業 基礎的事業		
実績と現状	現在、Ⅰ型が 2 か所、Ⅲ型が 10 か所、その他市外に 2 事業所があります。それぞれ運営費の中で大きく占めるのが、基礎的事業費になります。		
実施箇所数 及び利用者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	14 箇所	15 箇所	15 箇所
	95 人	105 人	105 人
推計の考え方	共同作業所が新規開所されることがありますが、既存のセンターには、障害福祉サービス事業所への移行については検討しているところもあり、ほぼ横ばいで推移していくものと見込みます。		
確保のための方策	■関係団体等の動向を見極めながら、対応していきます。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 Ⅰ型		
実績と現状	「のぞえの杜」、「ピアくるめ」に委託して実施中です。		
実施箇所数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	2 箇所	2 箇所	2 箇所
推計の考え方	今後も同様の体制を維持します。		
確保のための方策	■今後も委託継続していきます。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 Ⅱ型		
-----	---------------------	--	--

実績と現状	市内に事業所はありません。		
実施箇所数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	0箇所	0箇所	0箇所
推計の考え方	日中活動系事業所の増加により、本市での必要性は低くなっています。		
確保のための方策	■上記理由により本市での実施は予定していません。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 Ⅲ型		
実績と現状	第3期計画期間中には共同作業所からⅢ型事業所への移行がありました が、Ⅲ型事業所から障害福祉サービス事業所への移行などもあり、利用は ほぼ横ばいです。		
実施箇所数 ※市外の事業所（うきは市、小郡市）を含む。	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	12(2) 箇所	13(2) 箇所	13(2) 箇所
推計の考え方	現在、市内のⅢ型事業所は、10 か所です。なお、市内の共同作業所には Ⅲ型事業所へ移行を予定している所もあります。		
確保のための方策	■日中活動系の事業所の増加を踏まえ、補助の必要性を判断する必要があります。		

(3-11) 障害児療育支援事業

事業名	障害児等療育支援事業		
実績と現状	現状では実施箇所は1箇所のみです。		
実施箇所数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	1箇所	1箇所	1箇所
推計の考え方	事業所数・利用者数ともに大幅に増える見込みはないと見込みます。		
確保のための方策	■利用ニーズを見極めながら、関係機関、法人等の調整を図り、対応して いきます。		

《その他の事業（任意事業）》

(3-12) 訪問入浴サービス事業

事業名	訪問入浴サービス事業		
実績と現状	概ね目標値に近い実績で推移しています。		
サービス見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	32 人	37 人	43 人
推計の考え方	移動入浴車両の派遣により、在宅の重度身体障害者の入浴を支援します。 これまでの実績から、毎年3人の増加を見込みました。		
確保のための方策	■サービスを提供できる事業者が限られているため、介護保険事業所等に 制度の周知と事業内容の説明を行い、サービスの確保に努めます。		

(3-13) 日中一時支援事業

事業名	日中一時支援型
-----	----------------

実績と現状	平成 24 年度から類似のサービスであり療育を行う『放課後等デイサービス』が制度開始し、児童の利用者が流れている関係で、平成 24 年度以降は基本的に微減傾向が続いています。		
サービス見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	480 人日 141 人	475 人日 139 人	471 人日 138 人
推計の考え方	今後、放課後等デイサービス事業は伸びていくことが見込まれ、それに伴い本事業の微減傾向が引き続き続いていくものと見込みます。		
確保のための方策	■利用者の動向を見極めて対応します。		

事業名	障害児タイムケア型		
実績と現状	障害児の学童保育です。特別支援学校や市立中学校の空き教室で実施しています。基本的に定員一杯で推移していますが、実施箇所は近年増加はなく、一部人員体制増に伴い、受け入れ利用者が増加しています。		
サービス見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	476 人日 77 人	476 人日 77 人	476 人日 77 人
推計の考え方	今後、事業所数の大幅な増加は見込まれないため、人員・利用量ともに大きな変動はないものと考えます。		
確保のための方策	■類似サービスの放課後等デイサービスでの対応が可能となるため、同サービスと合わせて提供体制を整えていきます。		

(3-14) 社会参加促進事業

事業名	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		
実績と現状	利用者数が伸び悩んでいます。新規の参加者の獲得が課題と考えられます。		
事業数 及び参加者	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	8 事業 588 人	9 事業 662 人	9 事業 662 人
推計の考え方	スポーツ大会については、開催回数の増加について検討していきます。		
確保のための方策	<p>■障害者ふれあいスポーツ大会については、多くの方の参加を促すため、種目や開催方法について検討する必要があります。</p> <p>■一般市民対象のスポーツ・レクリエーション教室への障害者の参加のために、啓発活動を進めます。</p>		

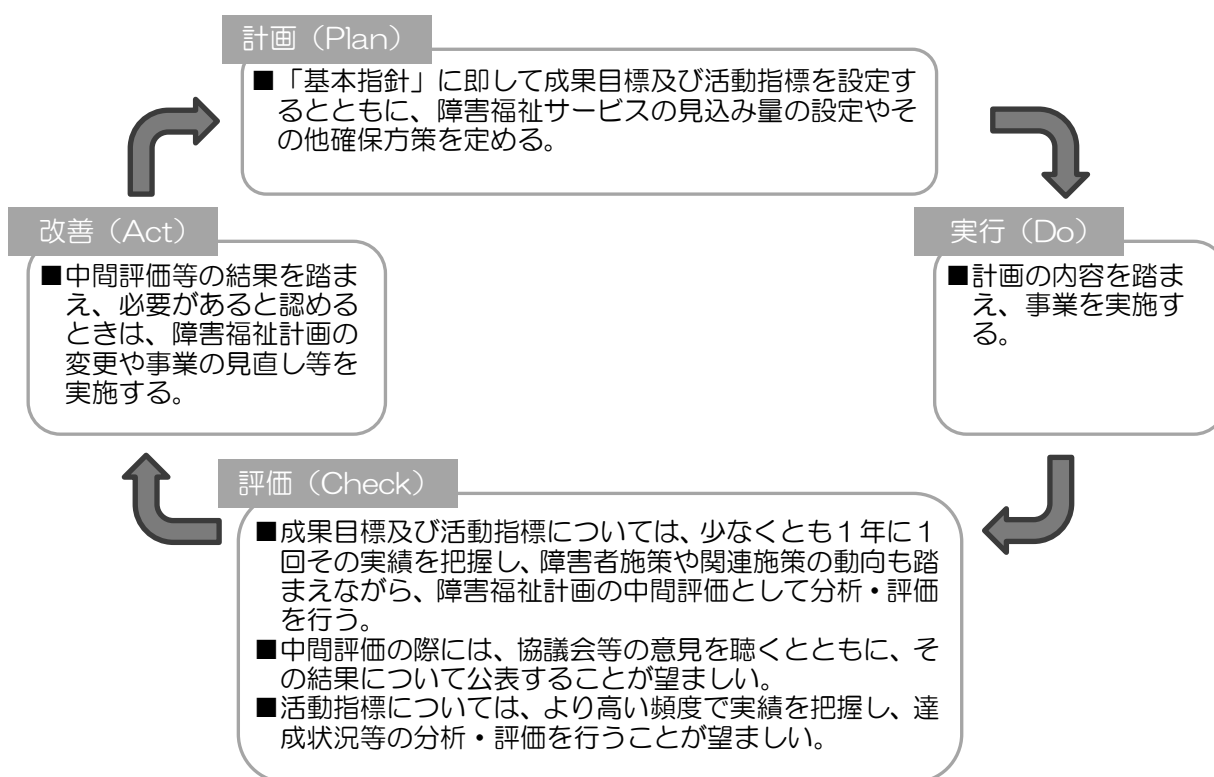
事業名	福祉ホーム事業		
実績と現状	平成 26 年度に新規の利用者が追加され 2 名となりましたが、施設自体が少ないため、大きな利用の増加はありません。		
利用者数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	2 人	2 人	2 人
推計の考え方	旧体系のサービスであった福祉ホームについては、新規に整備されることはほとんどなく、現在は、同様のサービスであるグループホームの利用が主流となっています。今後も同様の傾向が続くものと考えられるため、現状のまま見込みます。		
確保のための方策	■市内には事業所がないため、利用を希望される方には市外の事業所を活用し、サービスの提供を確保していきます。		

第3章 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルの導入

障害者総合支援法においては、市町村は計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずるものとされています。そのため、基本指針においては、少なくとも1年に一回は、成果目標に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等の措置を講じる（PDCAサイクルの導入）とされています。また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましいとされています。

〈PDCAサイクルのプロセスのイメージ〉



(2) 本市における進行管理

本市における計画の成果目標及び活動指標の年度ごとの進行管理は、「久留米市障害者計画」と同様に、前年度の事業の進捗について障害者福祉課による自己評価を行い、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、同協議会において、進捗状況についての評価・意見を審議します。この評価・意見については、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。また、国の制度改正や社会状況の変化なども注視しながら、必要に応じ計画見直しの検討も行います。

なお、本計画の実施に係る財源については、予算的に担保されたものではありません。今後の市の財政状況による制約により変更を行うこともあります。